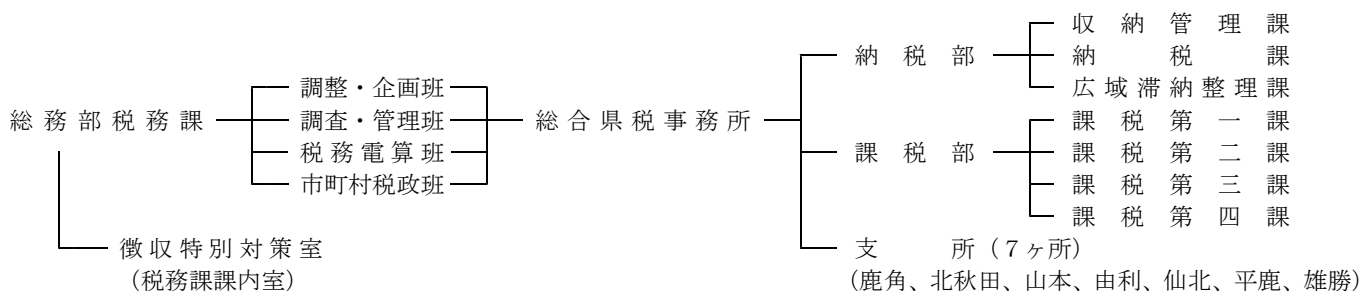


第1 税務機構に関する調

1 税務機構

(令和3年4月1日現在)



2 所在地

○税務課	〒010-8570			
○徴収特別対策室	秋田市山王四丁目1-1 (本庁舎3階)	電話	税務課	018-860-1123
			徴収特別対策室	018-860-1269
○総合県税事務所	〒010-0951			
	秋田市山王四丁目1-2 (秋田地方総合庁舎1階)	電話	納税部 収納管理課	018-860-3331
			〃 納税課	018-860-3332
			〃 広域滞納整理課	018-860-3336
			課税部 課税第一課	018-860-3338
			〃 課税第二課	018-860-3341
			〃 課税第三課	018-860-3337
			〃 課税第四課	018-860-3339
・鹿角支所	〒018-5201			
	鹿角市花輪字六月田1 (鹿角地域振興局庁舎1階)	電話	0186-23-2328	
・北秋田支所	〒017-0872			
	大館市片山町三丁目14-5 (大館地区総合庁舎)	電話	0186-49-2211	
・山本支所	〒016-0815			
	能代市御指南町1-10 (山本地域振興局庁舎1階)	電話	0185-52-6201	
・由利支所	〒015-8515			
	由利本荘市水林366 (由利地域振興局庁舎1階)	電話	0184-23-4105	
・仙北支所	〒014-0062			
	大仙市大曲上栄町13-62 (仙北地域振興局庁舎1階)	電話	0187-63-5222	
・平鹿支所	〒013-8502			
	横手市旭川一丁目3-41 (平鹿地域振興局庁舎1階)	電話	0182-32-0595	
・雄勝支所	〒012-0857			
	湯沢市千石町二丁目1-10 (雄勝地域振興局庁舎1階)	電話	0183-73-3181	

3 税務事務分掌

(令和3年4月1日現在)

ア 税務課

調整・企画班

- 1 税務事務の総合企画に関する事。
- 2 条例及び規則の制定及び改廃に関する事。
- 3 不服審査及び税務訴訟に関する事。
- 4 税務協議会に関する事。
- 5 税務広報に関する事。
- 6 税務事務改善に関する事。
- 7 その他課内総務に関する事。
- 8 納貯県連事務局に関する事。

調査・管理班

- 1 税務調査業務の進行管理に関する事。
- 2 税収見積、税収予算及び決算に関する事。
- 3 県税に関する指導及び調査に関する事。
- 4 犯則取締に関する事。
- 5 調定収入に関する事。
- 6 課税状況に関する事。
- 7 税務統計に関する事。
- 8 諸交付金に関する事。
- 9 地方交付税資料に関する事。
- 10 税務職員研修に関する事。

税務電算班

- 1 税務総合システムの運用及び維持管理に関する事。
- 2 国税連携システムの運用及び維持管理に関する事。
- 3 電子申告システムの運用及び維持管理に関する事。
- 4 自動車保有関係手続のO S Sに関する事。
- 5 マイナンバーに関する事。
- 6 電子申請に関する事。

市町村税政班

- 1 市町村税条例に関する事。
- 2 市町村税課税状況に関する事。
- 3 市町村税徴収実績に関する事。
- 4 市町村税の減収補てんに関する事。
- 5 市町村交(納)付金及び基地交付金に関する事。
- 6 地方特例交付金(市町村分)に関する事。
- 7 普通交付税基準財政収入額(市町村分)の算定及び検査に関する事。
- 8 秋田県固定資産評価審議会に関する事。
- 9 その他市町村税に関する事。

イ 徴収特別対策室

- 1 市町村から依頼を受けた徴収金の滞納処分に関する事。
- 2 市町村の徴収事務の相談及び指導に関する事。
- 3 徴収技術向上のための研修及び研究に関する事。

ウ 総合県税事務所

納税部

収納管理課

- 1 徴収金の管理に関する事。
- 2 徴収金の嘱託及び受託に関する事。
- 3 諸報告及び決算に関する事。
- 4 徴収金の過誤納還付及び充当に関する事。
- 5 県税に係る納期限延長及び徴収猶予に関する事。
- 6 納税奨励に関する事。
- 7 納税証明に関する事。

納税課

- 1 徴収金の滞納処分及び欠損に関する事。
- 2 納税相談に関する事。

広域滞納整理課

- 1 県外徴収金及び高額徴収金の滞納処分及び欠損に関する事。
- 2 納税相談に関する事。

課税部

課税第一課

- 1 県税(個人県民税、法人県民税、県民税利子割、県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割、個人事業税及び法人事業税。以下本課において同じ。)の課税及び減免に関する事。
- 2 県税の更正及び決定並びに過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金の決定に関する事。
- 3 県税に関する犯則事件の取締りに関する事。

課税第二課

- 1 県税(県たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税及び産業廃棄物税。以下本課において同じ。)の課税に関する事。
- 2 県税の更正及び決定並びに過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金の決定に関する事。
- 3 県税に関する犯則事件の取締りに関する事。

課税第三課

- 1 県税(不動産取得税及び鉾区税。以下本課において同じ。)の課税及び減免に関する事。
- 2 県税に関する犯則事件の取締りに関する事。

課税第四課

- 1 県税(自動車税環境性能割、自動車税種別割及び狩猟税。以下本課において同じ。)の課税及び減免に関する事。
- 2 県税の更正及び決定並びに過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金の決定に関する事。
- 3 証紙代金収納計器の管理に関する事。
- 4 県税に関する犯則事件の取締りに関する事。

支所

- 1 徴収金の滞納処分及び欠損に関する事。
- 2 納税相談に関する事。
- 3 納税証明に関する事。
- 4 課税関係窓口に関する事。

4 税務職員数調

ア 職務別人員数

(単位：人)

	税務課	総合県税事務所									計
		納税部	課税部	鹿角支所	北秋田支所	山本支所	由利支所	仙北支所	平鹿支所	雄勝支所	
総務	19	1	-	1	1	1	1	1	1	1	27
課税	-	-	39	-	-	-	-	-	-	-	39
納税	-	21	-	4	6	5	6	6	5	4	57
合計	19	22	39	5	7	6	7	7	6	5	123

注 1 令和3年4月1日現在における人員数について作成した。

2 税務課職員、総合県税事務所長及び各支所長は「総務」欄に、納税部長は「納税」欄に、課税部長は「課税」欄に掲載した。

3 徴収特別対策室職員（県職員のみ）及び再任用職員を含み、会計年度任用職員を除く。

イ 年齢別人員数

(単位：人)

	税務課	総合県税事務所									計
		納税部	課税部	鹿角支所	北秋田支所	山本支所	由利支所	仙北支所	平鹿支所	雄勝支所	
20歳未満											-
20～24		2	4	1	2	1	2	1	1	1	15
25～29	3	2	7	2			1		2	1	18
30～34	1	2	3					1			7
35～39	1	2	3			1					7
40～44		1	4		1	1		1			8
45～49	8	6	8		1			1		1	25
50～54	4	3	3	2	1	1	2	1		1	18
55～59	2	4	5		1	1	1	1	2	1	18
60歳以上			2		1	1	1	1	1		7
計	19	22	39	5	7	6	7	7	6	5	123
平均年齢	44.5	43.0	41.2	36.0	44.4	45.2	41.6	45.3	42.5	40.6	42.5

注 1 令和3年4月1日現在における人員数について作成した。

2 60歳以上は、再任用職員の数である。

3 総合県税事務所長は、納税部に計上している。

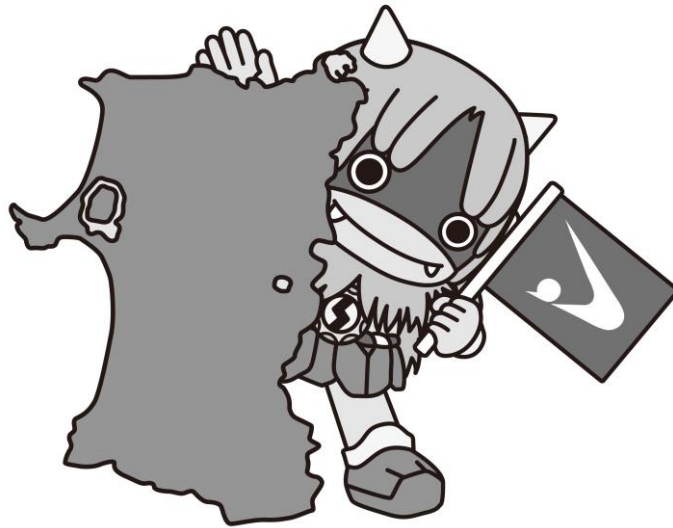
ウ 職員数の推移

(単位：人)

年度	税務課	総合県税事務所									計
		納税部	課税部	鹿角支所	北秋田支所	山本支所	由利支所	仙北支所	平鹿支所	雄勝支所	
29	22	22	41	5	6	6	7	8	6	5	128
30	20	22	37	5	7	6	6	7	6	6	122
元	19	20	39	5	8	6	6	8	6	6	123
2	19	21	39	5	8	6	6	6	6	6	122
3	19	22	39	5	7	6	7	7	6	5	123

注 各年の4月1日現在における人員数について作成した。

秋田さ、来てくれ！



©2015秋田県んだッチ